

○京丹後市建設工事指名業者の格付けにおける主観点数基準

平成19年3月9日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、京丹後市建設工事指名業者格付基準(平成17年京丹後市告示第123号)に規定する主観点数(以下「主観点数」という。)の審査に関して、必要な事項を定めるものとする。

(主観点数の審査対象)

第2条 主観点数の審査の対象は、京丹後市入札参加資格等に関する要綱(平成16年京丹後市告示第14号)第4条第1項に規定する入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者で、京丹後市内の本店で登録されている者を対象とする。

(主観点数)

第3条 主観点数は、別表による評点を合計した点数とする。

(その他)

第4条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以降に行われる主観点数の審査から適用する。

附 則

この告示は、平成24年1月27日から施行し、平成24年度以降に行われる主観点数の審査から適用する。

別表(第3条関係)

評価項目	評点
工事成績評定状況	京丹後市の発注する工事における評定点に応じ、プラス40点まで、又はマイナス40点までの範囲内で、加算又は減算する。
ISO9001又は9002認証取得状況	京丹後市内の本店においてISO9001又は9002の認証を取得している場合は、10点を加算する。
ISO14001又はKES認証取得状況	京丹後市内の本店においてISO14001又は特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESの認証を取得し

	<p>ている場合は、次のとおり加算する。ただし、ISO14001とKESとの重複加算はしない。</p> <p>(1) ISO14001の認証を取得している場合 10点</p> <p>(2) KESのステップ1の認証を取得している場合 5点</p> <p>(3) KESのステップ2の認証を取得している場合 8点</p>
<p>障害者雇用状況</p>	<p>次のいずれかに該当する場合は、10点を加算する。</p> <p>(1) 格付けを行おうとする年度の前年度の6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に報告している場合</p> <p>(2) 障害者雇用促進法に基づく報告義務のない者で、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用基準を満たす場合</p>
<p>除雪協力状況</p>	<p>格付けを行おうとする年度の前年度において、京丹後市除雪計画に基づき京丹後市と除雪作業の契約を締結し、かつ、適正に当該業務を遂行した場合は、当該協力状況に応じ、次のとおり加点する。</p> <p>(1) オペレーターのための協力の場合 10点</p> <p>(2) オペレーター及び除雪機械による協力の場合 15点</p>
<p>不誠実な行為の有無又は信用状態等</p>	<p>格付けを行おうとする年度の前年度において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱(平成16年京丹後市告示第16号)別表第2に規定する「不正行為等に基づく措置基準」の措置を受けた場合にあっては、当該措置による指名停止期間に応じ次のとおり減点する。</p> <p>(1) 指名停止期間が3月以上の場合 50点</p> <p>(2) 指名停止期間が3月未満の場合 30点</p>